

花巻市歳末たすけあい要保護世帯配分事業実施要領

1 目的

12月1日から全国一斉に展開する「歳末たすけあい運動」により、市民の皆さまから寄せられた、あたたかい善意を、年末年始の生活支援を目的として、花巻市内に住所がある、生活困窮世帯に配分する。

新たな年を迎える時期に、花巻市民が、安心して「明るいお正月」を迎えることができるよう、民生委員児童委員の協力のもと、本事業を実施する。

2 対象

以下の項目に該当する世帯を対象とする。

※1 「世帯」とは、血縁関係にかかわらず、同一住所・敷地内に住んでいる全員を含む。

住民票上、世帯分離がされていても、同一住所・敷地内に住んでいる場合、同一世帯とする。

※2 12月下旬の配分時に、世帯全員が、施設や病院に入所・入院している、または、転居などの理由で、申請時の住所に住んでない場合、対象外とする。

(施設や病院とは、特別養護老人ホームや老人保健施設、ケアハウスやグループホームなど)

項目① (1)～(4)のいずれにも該当しますか？

(1) 2019年10月1日現在、花巻市に住所を有している世帯

※12月の贈呈時に、花巻市内に住所を有していない方は対象外

(2) 世帯全員の市民税・県民税が非課税である世帯

(3) 民生委員児童委員の相談や支援を必要としている世帯

(4) 生活保護費を受給していない世帯

↓ 該当する・・・項目②へ

↓ 該当しない

対象外

項目② A～Eのいずれかに該当しますか？

A 著しく生活にお困りの世帯(失業などによって生活が困窮している世帯など)

B 障がい児・者のいる世帯(障害者手帳または療育手帳の所持者)

C 2020年3月31日時点で、0～18歳の児童・生徒のいる母子・父子世帯

D 高齢者でひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯

E 火災や風水害(床下浸水は除く)の被災世帯(当該年内に被災した世帯)

※2つ以上の該当がある場合でも申請はいずれか一つです。

↓ 該当する・・・3 申請方法・申請書類へ

↓ 該当しない

対象外

3 申請方法

申請書の受け取りや提出については、社会福祉協議会窓口(本所・支所・花巻市役所分室)または、担当地域の民生委員児童委員へ行うものとする。

【申請書類】

- (1) 申請書
- (2) 市民税・県民税の非課税を証明するための主な書類
(下記の①か②のいずれか1つ)
 - ① 2019年度介護保険料特別徴収通知書または介護保険料納入通知書兼領収書の写し
※保険料段階が1・2・3段階のもの
(お問合せ先：花巻市役所 長寿福祉課)
 - ② 2019年度 市民税・県民税非課税証明書(世帯全員分。ただし、中学生以下は除く。)
(お問合せ先：花巻市役所 市民税課ならびに各総合支所市民サービス課)
- (3) 対象項目②のBについては、障がい児・者がいることを証明できる手帳の写し
(下記の①～③のいずれか1つ)
 - ①身体障害者手帳
 - ②精神保健福祉手帳
 - ③療育手帳

※ 申請時に添付された証明書類は返却しません。
※ 花巻市社会福祉協議会が申請内容について、担当地区の民生委員児童委員に照会をすることがあります。

4 決定・交付方法

歳末たすけあい義援金実績に基づき、花巻市歳末たすけあい義援金配分委員会において、配分額および対象世帯を審査し、市民税・県民税非課税証明書発行手数料(300円/件)も含めた金額として、当該年内をめぐり担当地域の民生委員児童委員が、各世帯に届けるものとする。

5 申請期限・周知方法

2019年8月5日(月)～2019年10月31日(木)まで

はなまき社協情報8月号および花巻市社会福祉協議会ホームページにて周知する。

6 その他

従前から実施している、民生委員児童委員が把握する、支援の必要な世帯への配分対象選定を併せて行い、当該対象世帯から別途申請があった場合、二重での配分は行わない。

7 問い合わせ・事務局

社会福祉法人花巻市社会福祉協議会・岩手県共同募金会花巻市共同募金委員会
〒025-0095 花巻市石神町364番地 ・ TEL 0198-24-7222